

2016 年度事業報告・総論（要約）

はじめに

2016 年度の事業計画は、9 月にセンター設立 30 周年を迎えることから、この間の歩みを振り返るとともに、その上で、次の 30 年に向けた第 1 歩を準備するという基調で策定されました。

この 1 年、とりわけ、センターの財政基盤を作る外国人技能実習事業においては、大きな変化がありました。つい数年前まで事業の対象国は、唯一中国 1 国だけでした。しかし、ベトナムからの受け入れが、2016 年度には優に 200 名を超えることが確実となりました。この技能実習生送り出し国の構造的変化は、当センターだけにとどまらず、全国的な状況に重なり合うものです。実習生送り出し国のこの変化は、今後さらに進展して行くでしょうし、カンボジアやラオス、さらにはアジア最後のフロンティアと言われるミャンマーにまでたどり着くものと思われまます。

中国との関係は、技能実習事業だけに関わらず、過去も現在も当センターの事業と活動全体の軸であり、この事実は、将来においても変わることはありません。しかし、センターの事業を取り巻く状況が、このように大きく変化する中で、2016 年度事業計画は、持続可能な組織としてセンターが次の 30 年を展望するために、アジア諸国との関係を今まで以上に積極的に作って行くことを方針として強く打ち出しました。2 月 5 日から 14 日まで、ミャンマーとカンボジア、ベトナムの 3 ヶ国に送り出した調査団は、この方針に沿って今後のアジア展開を視野に入れたものでした。

事業計画の柱

2016 年度事業計画は、以下の 4 本の柱から成り立っています。この柱に沿いながら、事業の概要を報告します。

1 通称名の使用を開始し、その普及を図る

通称名、「HRsD アジア財団」は、半年ほどの準備期間を経て、4 月 1 日から本格的に使用を開始しました。当初 HRD (Human Resource Development) でしたが、既に他の組織が商標登録していることから、Resource の R を複数形(Rs)として商標登録を完了しました。通称名は、事業がベトナム、フィリピン、カンボジアへと拡大して行く中で、その目指す方向性と組織の性格、活動領域を鮮明にすることによって事業の展開に一層資するものとなっています。

2 一連の 30 周年記念事業を成功裏に実施する

冒頭記したように、2016年はセンターの来し方行く末を考える上でターニングポイントとなる年でした。

センターは、発足以来、日中友好を促進する民間団体として、「顔の見える人と人との関係」を重視しながら民際交流を進めて来ました。30周年を記念する諸事業の具体化にあたっては、この基本的なスタンスを再確認するとともに、「市民レベルの交流を通じた日中国民の友好と協力の促進」を基調とし、これを記念事業全体の冠として以下の事業を実施しました。

- ① 30周年記念訪中団の派遣（2016.3.29~4.2）
- ② 北京シンポジウムの開催（グローバル世界の中で日中友好を促進しよう！
「グローバル化における産業構造の変化と労働者資質の向上」）（2016.3.31）
- ③ 設立30周年記念コンサート（2016.9.16）
- ④ 日中友好協力基金の設立と第1回授与（2016.9.16）
- ⑤ 30周年祝賀訪日団の受け入れ（2016.11.14-18）
- ⑥ 東京シンポジウムの開催（グローバル世界の中で日中友好を促進しよう！
「日中友好と交流の促進に向けた私たちのビジョン」）と4団体共同アピールの採択（2016.11.15）
- ⑦ 30周年記念レセプションの開催（2016.11.15）

これらの記念事業は、関係各方面のご協力を得て大きな成功を収めることが出来ました。記念事業の全体をまとめた冊子「設立30周年記念事業の記録」を発行しました。

3 人材育成事業の重点化を進める

2015年度に引き続き、技能実習事業、日本語教育事業（日本語教師の派遣、中国人日本語教師のスキルアップ）、新規事業（介護士の育成、専門家局認証の活用）の3つのカテゴリーを重点的な人材育成事業として活動を展開しました。

1) 技能実習事業

外国人技能実習制度を抜本的に見直す、技能実習新法（「外国人技能実習制度の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法案」）は、2016年11月28日に公布され、紆余曲折を経て2017年11月1日に施行されることになりました。

新法では、技能実習の指導監督機関として「外国人技能実習機構」が既に設立されており、同機構が、技能実習生保護の観点から実習生受け入れ監理団体の許認可権や取り消しの権限を持っています。一方、これにより監理団体の差別化が図られ、優良な監理団体（一般監理団体）にはより大きなメリットが与えられます。

センターは、新制度に則して従来の業務体制を点検し、優良な監理団体として事業の拡大を目指す方針を掲げました。このため、実習事業に関わる諸課題を調整する「実習事業調整委員会（全体会、特別委員会）」や、新法に基づく申請等具体的作業を行うために「技

能実習新法対策 PT（対策 PT）」（「新法移行対策チーム」を発展的に解消）を設けました。優良な監理団体の資格取得は、センターの命運を決すると言っても過言ではありません。このため、新法に関する勉強会等を通じて役職員全体で情報を共有するとともに、申請等の作業責任体制を明確化してオールセンター体制で取り組みました。

2) 日本語教育事業

(1) 日本語教師の中国派遣

国家外国専門家局との協定によって派遣される教師は、2016年8月から9月にかけて赴任しました。新規派遣者は、ここ数年減少傾向を辿っており、そのため全体の派遣者数が減少する結果となっています。大学等が直接日本語教師の募集を行えるようになったこと、就労に当たっての60歳年齢制限とビザ発給要件の厳格化、ベトナム等での日本語教師ニーズの増大等々理由を挙げることが出来ますが、専門家局との間に結ばれている協定もその理由の1つになっています。2018年8月に行われる協定の改定に当たっては、教師が学校を選べるスキームに代える可能性も含めて専門家局と協議を行っていきたいと考えています。

(2) 中国人日本語教師のスキルアップ事業

この事業は、専門家局からも高く評価され、研修日数の増大も含めて事業を拡大すること、専門家局として財政措置を検討すること、新たな開催地を開拓することが16年度中に合意されました。この結果、2017年4月には、青島で3日間（従来は2日間）にわたって研修会が開催されました。また、10月に江西省で行われる研修会では、専門家局の追加的な財政措置が検討されることになりました。

3) 新規事業

(1) 技能実習制度を活用した介護士の育成

センターは、技能実習制度を活用し、母国で活躍する介護人材の育成を目指しています。

職工中心と国際交流服務中心の3者間で合意された新規事業共同開拓作業チームの枠組みで9月に東京で介護講座を、2月に北京会議を開催しました。国際交流服務中心とは、介護人材の育成を主たる作業テーマとして、また、これに関連して日系介護団体とも協議を行い、地方では介護施設の見学を行いました。

介護の中国ルートについては、今後とも中国側パートナーとの連携により準備を進めることとしました。また、2016年度中に行われた国内関係施設との協議を踏まえて、センター独自のルートを通じた事業の可能性も追求することとしました。

(2) 専門家局の認証を活用した研修プログラム

センターは、職工中心の提案を受けて、科学技術振興機構の「日本・アジア青年サイエンス交流計画（さくらサイエンスプラン）」を活用してセンターと職工中心の新規事業とし

て取り組むこととしました。このため、2月の新規事業共同開拓作業チームの職工中心との協議の主たるテーマは、「さくらサイエンスプラン」の準備を巡って行われました。機構に申請書の提出まで至りましたが、その後、職工中心の都合により取り下げることとなりました。結果として、2016年度は、具体的なプログラムの実施には至りませんでした。来年度に向けて、さらに努力を継続します。

以上